

平成26年度

第2回 鶴岡地域審議会
会議録

期日：平成26年10月3日（水）

場所：鶴岡市役所 議会委員会室

平成26年度 第2回鶴岡地域審議会会議録

- 日 時 平成26年10月3日（金） 午後2時～3時20分
- 場 所 鶴岡市役所 東庁舎第5会議室
- 出席委員（五十音順）
伊藤俊昭、小林達夫、齋藤春子、菅原衛、菅隆、高山利幸、竹内峰子、竹田理英、
田村勇次、茅野進、土岐純一、橋本正輝、早坂剛、丸山絢子、三浦惇、山田登
- 欠席委員（五十音順）
今野毅、稲泉眞彦、奥山春名、今間智寛
- 市側出席職員
企画部長 三浦総一郎、政策企画課長 高橋健彦、
政策企画課政策企画主査 上野修、総務部財政課課長補佐 伊藤敦、
地域振興課長 阿部真一、地域振興専門員 齋藤芳、主任 小野寺善紀
- 公開・非公開の別 公開
- 傍聴者の人数 なし

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 協 議
(1) 鶴岡市新市建設計画の見直しについて
(2) その他
- 4 閉 会

- 1 開 会 (進行：阿部地域振興課長) 14:00
- 2 あいさつ (三浦企画部長)
(早坂剛会長)
欠席委員及び審議会成立 報告
資料確認
- 3 協 議 (議長：早坂剛会長) 14:12～15:20
- (1) 新市建設計画の見直しについて
- 説明 (諮問、新市建設計画について：上野政策企画課主査) (18分)
- (財政計画について：伊藤財政課課長補佐) (16分)

○早坂会長 ただ今、建設計画、財政計画につきまして、お話しいただきましたけれども、お分かりになりましたでしょうか。文化会館も決まったようですが、この財政計画のどこに入ってくるのですか。

○伊藤財政課長補佐 はい。新しい財政計画は27年度からでございます。実際、文化会館は75億と報じられており、投資的経費の方に入ることになります。こちらに記載しております投資事業は、現在、市で考えている6年間の投資事業を全部積み上げまして、単純に年度で振り分けているものでございまして、文化会館の金額が26年度と、27、28、29とそちらの内訳に入ってくるものでございます。それと26年度に市債を借りることになりますけれど、そちらについては27年度の地方債の現在高に一番下にある数字の中に入ってくるものでございます。

○早坂会長 この782億の中に入っているということですね。
今、縷々説明ございましたけれど、ここまで、疑問な点ご意見がございましたら、承りたいと思いますが、ございませんでしょうか。

○橋本委員 自治振興会連絡協議会の橋本と申します。私からは、新旧対照表の6ページ世帯数についてご質問します。

ここでは、世帯数について、人口の減少を上回っての核家族化等が進行し、平成32年の普通世帯は、47,700世帯に増加するものと見込まれます。と予測しております。つぎ、7ページでは、総人口では、平成22年136,623人が、約9ポイント下がりました。平成32年には124,400人を見込むと説明がありました。

普通世帯では平成22年44,871世帯で、平成32年には約6.3%アップで47,700世帯と見込んでおられます。

ところで、ここに平成25年3月に策定公表されました「鶴岡市の地域コミュニティの基本方針」がございまして。これによると、同じような本市の人口の推計が、同じ国立社会保障・人口問題研究所推計を基にして独自に推計した結果を見ると、今後は、人口の減少以上に、世帯数の減少幅が大きくなると見込まれると報告されております。

来年、国勢調査がありまして、2010年の時点の人口を100とした場合の人口推計値は下がり、これは同じく9ポイント下がると先程と同じように推測されております。逆に世

帯数は、核家族化が進んで、高齢化世帯が残っているということで、約14ポイント下がる。と推計され、先程44,871世帯であったものが、平成32年には、38,600世帯まで減ると見込まれております。

私ども自治組織に関わるものとしては、鶴岡市住民組織総合交付金は、均等割りもごさいますが、基本、世帯数割りでいただいております。また、会費などは世帯でいただいておりますので、世帯数の減少は私ども自治振興組織といたしましては、ものすごい影響があると思われまます。

ちなみに私の町内会は80世帯。大体、鶴岡は50世帯以下の町内会が半分以上占めているわけで、やや中くらいかなと思っております。その中で、75歳以上の後期高齢者のみの単身世帯が13世帯あります。また、旦那さんが後期高齢者で奥さんが65歳以上の前期高齢者の世帯が8世帯、併せて23世帯あります。ということは4軒に1軒は高齢者世帯という割合となっております。よって、これから7年10年後を見ますと10世帯から20世帯はなくなるというのは目に見えております。

しかし、この計画では、逆に世帯数は増えていくと推計されているようだが、その根拠はということなのでしょうか。

○上野政策企画課主査 今回の世帯数の出し方ですけれども、平成2年からの国勢調査の数値を基にした計算式がありまして、その流れを伸ばしていったというものでございます。ただ今おっしゃられたとおり、その伸び率はやや鈍っておりますので、単純に数値を伸ばしていきますと長期的にみると斜めに若干上がっているように見えるのですけれども、短期間で見ますと伸びは鈍っている状況にあります。

もう一度その辺は検証してみますが、今の出し方としては、国勢調査の伸び方によるものでございます。

○橋本委員 「鶴岡市の地域コミュニティの基本方針」の表では、最終的に平成42年には、鶴岡地域も新興住宅地と我々の郊外地また藤島地域など、当然、全部違うわけですが、鶴岡市でも79.9%に下がり、一番ひどいのは温海地域は57%と今の世帯の約半分位になると示しています。

この時は、コミュニティ推進課で出しているが、同じ鶴岡市で出しているものが、片方は増加し、片方は減少しているというのは、これは、ちょっとおかしいのではないかと、私は思います。

○早坂会長 その辺のところは、今検証できますか。それとも後で確認しますか。

○上野政策企画課主査 その辺、他の数値も調べまして、次の会議まで検証させていただきと思います。よろしく願いいたします。

○早坂会長 これは大事なデータになると思いますので、ひとつよろしく願いいたします。他にご質問は。

○齋藤委員 資料いただいた時から「なぜ地域審議会が新市建設計画という風に思いました。」新市建設計画の見直しについて鶴岡地域審議会で諮問を受けていることと、それが議会を通れば実施されるという大変重大な責任を持つことになったわけですが、なぜ地域審議会なのですか。

ごみ焼却場と三中が、いわゆる元の鶴岡地域だからですか。鶴岡地域にあるから、全地域の委員でなくて、この旧鶴岡地域の委員で良いのですか。それで良いのかと疑問に感じます。

○早坂会長 この案件について相談受けました時に、やはり地域の活性化ということが主力にしてきたことが急に今回から、新市の建設計画の審議ということで、今まで、この会にそのような提案がなかったのも、私もはっきり申し上げて違和感がありましたが、合併特例債が、延期になったことによって改めてこの問題が出てきて、この審議が出てきたということではないかなという風に私なりに解釈させていただきました。

ごみの焼却場と学校問題、第3中学校の問題はこの鶴岡地域の問題だと思いますけれど、ごみ焼却場だけは広域の問題という風に私は個人的に考えておりました。その辺は、この会で審議をするということは、非常に我々委員の皆さんにとって、やはり意味があるし責任が重いなと私なりに感じております。そういう風に皆さんも感じていらっしゃると思います。

このごみ焼却場の問題は、どの位かかるのか分からないのですが、かなりの大きな数字100億に近いような大事業であるということは、伺っていたものですから、タイミングとしてはこの合併特例債を使えるこの時期に、逆に言えば、この合併特例債伸びたことで、鶴岡市にとっては幸いと申しますかラッキーな議案になってきたのかなと私はそういう風に感じておりました。

ただ、場所の問題や色々環境アセスメントとかの問題に関して、まだ市の方からも説明を受けてなかったのも、場所は本当にあそこで良いのかどうか。そういうことも含めてこの2回の審議で我々が果たして責任をもって出来るかどうか。個人的には、非常に疑問に思っております。その辺は市の当局の方で、検討を重ねてきた上での、今回の提案になっているのではないかと思いますので、その辺のところの事情をもう少しお聞かせいただければ、皆さん委員の方々も理解できるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○阿部地域振興課長 なぜ、今の時期に新市建設計画の見直しなのかと思われるかもしれませんが、そもそもこの審議会は平成17年度に設置しまして来年の3月31日まで設置するというような定めになっております。当初、この地域審議会でご審議いただくのは、新市建設計画の見直しについて、なにかそういった状況があったならば地域審議会にお諮りになっていくという定めになっておりました。ところが今まで結果として新市建設計画を見直すということがございました。

今まで、合併特例債を使わせていただき建設してまいりましたものは、あらかじめ新市建設計画の中に載っていたものでございますから、改めて皆様の方にご審議いただくことはなかったものです。この度、5年の延長になったことに伴いまして、これからの5年間でどういったものを建てていこうか、そして有利な財源を使っていこうかということで、皆様方ご審議いただけたらと思ったところでございます。

そして鶴岡地域審議会のみならず、他の地域、全6地域でさまざま考え方ありますので、ご意見をいただくということになっております。その中で鶴岡地域につきましては、ごみ焼

却場・三中といったところが合併特例債を活用して建設していきたい、整備していきたいということがございましたので、この件につきましては、この鶴岡地域の審議会にお諮りしたところでございます。

これまでの10年間の地域審議会では、新市建設計画の見直しではなく地域の活性化について高所からのご提言をいただいていたという経過からしますと、なぜ今、新市建設計画の見直しなのだろうと、齋藤委員が言われるのはごもっともなのかなと思われまます。たまたまタイミングとして今出てきたということで、ご理解いただければありがたいと存じます。

○早坂会長 今のごみ焼却場の場所の問題ですけれど、それもどういう経緯でもって、場所はもう決定なのですか。それとも新しく作るごみ焼却場は、まだ決まっていないのですか。

○阿部地域振興課長 私どもの方でも、どういったものをつくるのか。そういった話までは聞き及んでおりませんが、今の場所ということだけは聞いておるところです。それがどういった手続きで決まったのかは承知していないのが本音のところでございます。

○早坂会長 今、お話しいただいたような現状でございますが、いかがでしょうか。

○竹田委員 今のご説明で、だいたい5年間の間に、ごみ焼却場と三中の建設を進めたいということで理解して、良いのではないかと思います。この2点については良いのですが、その他については、この合併特例債を通じまして、まだ、未実施の事業が3件ございますが、そちらについてはどうなのでしょう。図書館整備事業と郷土資料館整備事業。それから市民プール幼児プールとかありますが、それは随時5年間の間に優先順位が出てきたら整備していくということでしょうか。その2点について伺います。

○上野政策企画課主査 図書館・郷土資料館が未実施になっておりますけれど、これにつきましては、教育委員会で、どのような図書館にするか検討しているところであります。また、教育委員会としても他の教育施設との兼ね合いから、未実施ということでもあります。もう一つの市民プール・幼児プール設置については、今後、現在のプールを建て替えるタイミングで幼児プールも一緒に整備するのが適当という判断で、今のところ未実施ということになります。

○竹田委員 そうしますと平成32年までの間に、合併特例債でこれらのものも、もしかすると改築・新築されるかもしれないという風に受け取ってよろしいのでしょうか。

○上野政策企画課主査 5年間で必ずやるということではなく、やるやらないということは総合計画の中で検討していくということでもあります。他の施設などの状況や計画の熟度などを見まして、5年の間に必要性が高まって、熟度が高まっていけば実施するかも知れないということですが、そこまで行ってなければ、将来的な話になるのかも知れません。これは今後、総合計画の中での審議になるかと思われまます。

○竹田委員 それでは今現在は、ごみ焼却場と第3中学校の建設ということの2点ですね。

○上野政策企画課主査 鶴岡地区の大きなものとしては、そういうものでございます。

○早坂会長 この会では、この2つについてこの過程において、なにもたたき台がないまま、文言だけで、ごみ焼却場や第3中学校が必要かどうか議論するのですか。それとも我々も金額的なことはよく分からないが、そういうことも含めて、学校はこういう風な学校にしてもらいたいとか、ごみ焼却場はこういう風にしてもらいたいとか、中身まで議論するのかわかですが、どうなのでしょう。

○阿部地域振興課長 先程の未実施の3点につきましては、新市建設計画に載せないと合併特例債を使えないということですので、まず「使える候補」と「合併特例債を使う際に使えるようにする」とお考えいただきたいと思います。それからごみの焼却施設と三中につきましても、この新市建設計画に載ったから必ずやるというわけではないのですけれど、載っていないと合併特例債が使えないということで、やはりこれも先程の3つと同じように候補ということでお考えいただきたいと思います。

その中で、総合計画等で優先順位を決めて順次やっていくという、そういった形になっております。

そして、新市建設計画の案ということで、実は、学校については新市建設計画の中に文言があらかじめ載っております、学校施設の整備ということで、いままでも合併特例債で学校施設を整備してまいりました。鶴岡地域では具体的に三中というものが老化しておりますので、見直しということというよりも、三中を5年間の間に整備したいということでお話しさせていただきましたし、ごみ焼却場につきましては、これまでの計画に載っていなかったものですから、載っていないと合併特例債を利用することができないということで、今回改めて計画の見直しの中で、新旧対照表でお示ししたとおり、文言を追加させていただいたところでございます。

皆様からは、この2つの点でご理解いただきたいということと併せまして、5年間延長いたしますので、計画自体のフレーム、先程の人口・世帯数・それから財政計画等についてどうなるかということで、ご議論いただきたいということと考えていただければありがたいと思います。

○早坂会長 いかがでございます。

○齋藤委員 今日の他にもう1回しかないのでしょうか。中身までは検討出来るには時間が足りないと思われれます。検討できるのでしょうか。

○阿部地域振興課長 ひとつ、ごみ焼却施設をとりますと、その場所とか、ごみ焼却方法につきましては、例えば二酸化炭素の排出とか様々な技術的なものは、また別の審議会で審議されると思います。この場では、老朽化している等からの必要性ということで、ご議論いただければ良いと考えております。

○齋藤委員 建てるか。建てないか。

○早坂会長 必要か必要でないか。ということですね

○丸山委員 前回、欠席であったので新市建設計画が地域審議会では何を審議しなければならないかやっと今の説明で理解したところであります。私は鶴岡に移住して2年しか経っていないので、ごみ焼却場も三中也、どれ位古いのかも分からないので、必要性があったらここに入れこむことは分かったのですが、そもそもの必要性の基礎となるべき古い古くない、焼却施設の本来の償却期間というか、建物の年数などそういったものが全く分からない。知識がないので、ここに入れたいと言われても、市役所の人を入れたいというから入れているのだなという風にしか捉えることが出来ません。文言自体は、環境に配慮するとか、今のままで意図は分かるのですが、今回特にこの2点を鶴岡審議会で見直しをやるとすれば、入れ込むための理由と言いますか、古くなったなどの建物の状態が分からない中で、大まかなことを知らないで、良いも良くないの判断も出来ないという風に今の説明を聞いて思いました。

○高橋政策企画課長 説明が、ごみ焼却施設と三中にあまりに集中しすぎてしまったもので、皆さんに誤解を与えてしまったかなと思うところです。もう一度詳しく、建設計画が今どのように運用されているのかここでご説明申し上げたいと思います。

例えば、来年度予算に〇〇建設事業を、市債に採用することになった場合、建設計画を見て「この事業は例えば、スポーツの△△社会福祉事業に該当する。だから合併特例債を充当できる。」このような仕組みになっております。そのために、今後、合併特例債を充当する可能性があるというものは、これに書いていないと、合併特例債を入れることが出来ないということでもあります。

皆様のご心配されております計画の諮問は、この鶴岡地域審議会だけでなく5つの各地域審議会からすべからず諮問いただいております。全体で諮問いただくものでございます。そこでこの建設計画で鶴岡地域審議会からお墨付きをもらった。あの審議会から認めてもらったから、事業が出来るというようなことではないとお考えいただいてよろしいです。なぜかと申しますと、今後、市の計画実施というのは、市の総合計画審議会最終的には決めていくという風になっているものでございます。

つまり今、鶴岡市、新市の計画は何に基づいてやっているかと申しますと、いわゆる総合計画に基づいて進めているものでございますが、手続き上、新市建設計画に文言がないと合併特例債といって有利な仕組みが使えなくなるので、ここをしっかりと、もれなく、後で支障がないように、とりあえず書き換えさせていただきます、というご審議をお願いしたという意味でございます。

今、直接的に申し上げてしまいましたけれど、なかなか皆様のご不安をおおるようではいかかと思われましたので、敢えて実際のことをご説明申し上げました。

主旨ご理解いただければ、ありがたいと存じます。

○早坂会長 この46ページの循環型社会の推進のところの、主な事業に「ごみ減量再資源化の推進」というのが書いてあります。これは先程、ごみ焼却場のために必要であると説明があったのですが、ここに、ごみ減量再資源化の推進と書いてあれば、それはすでに、ごみ焼却場のその目的を達しているのではないのですか。これは前からあったのですか。

○高橋政策企画課長 先程申し上げましたが、事業が今後発生する可能性があるものは、今、書いておかないと、合併特例債を充当できない事態になるものですから、今、ここに追加させていただきます。今、ご覧いただいておりますものは、このようにさせていただきたいという(案)でございます。つまり追加後の計画案でございます。

○早坂会長 つまり、ごみ処理減量の推進というのは、ごみ焼却場をつくるということを表しているのでしょうか。

○高橋政策企画課長 その可能性をここで担保させていただきたいという計画であるということでもあります。

○早坂会長 じゃあ、我々は、単にこれを認めてくれという、文章を認めてくれということだけのことでありますな。

○高橋政策企画課長 この計画にこの文言を掲載することについてご承認いただきたい。この事業の実施についてご承認いただくものではないという風にご理解いただきたい。最終的には総合計画実施審議会で決めさせていただくということでご理解いただくのがよろしいかと思えます。

○齋藤委員 私は審議を拒むものではなく、今まで、そういった流れでなかったものが、今なぜこれからの計画が、地域審議会に来たのかな。ということが分らないのです。審議しないと言っているわけではないのでございます。

○高橋政策企画課長 齋藤委員からお話しいただいたとおり、正直なところ、合併から新市への移行期ということで、制度的にダブっているというところがあると思えます。

一方で新市建設計画で合併特例債は認めていき、その一方で新市は新しく出来た市の総合計画で動かしていきます。この両方が過渡期としてダブっているものですから、皆さんに非常に分かりにくいご説明になっているものということ、ぜひご理解いただきたいと思うものでございます。

○丸山委員 そうすると、例えば地域振興で、こういう点が足りない、主な事業でこういうのが入っていないので入れたい。という意見は言えるものなんでしょうか。たぶん、市役所の方々は、今回合併特例債でありうる事業を、鶴岡地域でいえば、2つの事業を入れ込んでおいた方が良いということは理解しており、それを拒むことはないのですが、私達が地域審議会の委員が、本来の設置目的である新市建設計画の見直しに、他の部分がここはこうなった方が良くはないかとなった場合、そこは入れ込める余地があるのでしょうか。

○高橋政策企画課長 結論から申し上げますと入れ込んでいただく可能性はもちろんあるかと思えます。

ぜひ、ご協議いただいて、この項目もということになりましたら、ご提案をいただきたいと存じます。

○早坂会長 単純な質問ですが、この新市の建設計画(案)をお示しいただいておりますけれど、これは全部新しいのですか？

○高橋政策企画課長 もう一度、確認の意味で申し上げますと、この新旧対照表は変更前と変更後になっておりますが、建設計画(案)というのはこの横の表の変更後のものを反映したものでございます。

○早坂会長 そうすると、今のごみ焼却施設はどのあたりになりますか。

○高橋政策企画課長 ごみ焼却場はページ数で言いますと、新旧対照表の10頁を、新市建設計画(案)は46頁をご覧ください。下の主な事業の下から2行目の○のところに「環境に配慮した廃棄物処理・処分施設の整備」というものがございますけれども、これは従来なかった一言でございます。これを変更後ということでこの一言をプラスした案という意味でございます。

○早坂会長 学校は。

○高橋政策企画課長 学校については、計画(案)32頁の下から3行目のところに「学校施設の整備充実」という文言がございます。これは従来からあったものでございます。

そうしますと三中の方は従来から読めたのではないかとということもございますけれども、46頁をご覧ください。その主な事業の上から2行目のところに「公共施設等の災害対応・耐震化の強化」という行がございます。これが従来なかったもので、一言入れているというものでございます。

先程申し上げましたとおり、建設計画に書いてあるということで、国の方から合併特例債を認めていただくわけですが、この文言を入れることによって、例えば三中は、耐震化の強化という点からも実施するという説明が出来るということで、ここで二重に採択いただける可能性を担保させていただいているものでございます。

○早坂会長 具体的なそういった説明がなかったので、分からなかったということになりますね。今ご説明いただきましたが、お分かりいただけましたか。特に、鶴岡第3中学校ということで、災害・耐震対応のためにということで、具体的に事業名は入れないわけですね。

○高橋政策企画課長 そうです。国から認めてもらう際に二重の担保をしているというふうにご理解下さい。

○田村委員 最終的にどういった格好で答申となるのか。

○早坂会長 具体的なごみ焼却場と3中というけれど、要はこの新市建設計画を認めてくださいということなんでしょう。

○高橋政策企画課長 さようでございます。このように変更することで支障なしというご答申をいただきたいということでございます。

○竹田委員 この(案)が消えるということですね。

○高橋政策企画課長 そういうことでございます。もちろん先程ご意見がございましたとおり、この観点も計画上可能性あるので入れてほしい、また、入れるべきだというご議論をいただくことは、もちろんやぶさかでないお話でございます。

○早坂会長 具体的な名前は入れなくても、解釈するとみんな準ずるようなことが書いてあって、具体的な名前入れておかないと矛盾が来るような気がします。新市建設計画をご承認下さいということでは、全て承認されたようなことになっているのではないですか。

先程のプールや図書館だって、耐震の問題も文教の問題もあるでしょうし、この文章の中に、大体どれも拡大解釈すればほとんど充当されると思うのですが、それで良いのですか。

○高橋政策企画課長 市では、なるべく、この会議もそうですし、総合計画のご議論の中でも、ご意見を頂戴して計画化される事業について、合併特例債の充当に支障のないような状態にいたしたいということでございますので、今、会長さんからお話しいただいたとおりでございます。

○早坂会長 要は、新旧対照表の変更後を認めてくださいということですね。そうすれば、注釈としてごみ焼却場や三中があるということですね。そういうことでしたら今日出来るのでないですか。

○高橋政策企画課長 そういった意味でわずか2回でご答申いただきたいという位置づけになっております。

○早坂会長 分かりました。次回までこれでよろしいかどうか、皆さん、ご検討いただくということでもよろしいでございましょうか。

○早坂会長 議事はここまでとして、他にございますか？なければこれで第2回地域審議会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○阿部地域振興課長 早坂会長お疲れ様でした。私ども事務局の不手際で皆様にお諮りする内容が特定できず大変申し訳ございませんでした。

それから冒頭に、橋本委員から世帯数に関するお話しがございましたので、これについては私どもの方で再度調査させていただきたいと存じます。

また11月に3回目の地域審議会を開かせていただきますので、なにとぞよろしくお願い申し上げます。